

特別規制地域の許可必要範囲	規制地域区分	自家広告物（一事業者、営業所等当たりの表示面積の合計）	道標・案内図板	管理広告物（一敷地、物件あたりの表示面積の合計）	一般広告物
	第1種特別規制地域 第2種特別規制地域	5㎡を超える場合 許可申請が必要	すべて 許可申請が必要	許可申請不要 (5㎡以内掲出可)	掲出不可

第1種特別規制地域の許可基準

◆屋上広告

- ・建物の高さの2/3以下。かつ5m以下。
- ・表示面積は1面30㎡以内。
- ・建物の壁面から突き出ない。
- ・木造建築物の棟の上には設置しない。

◆壁面突出広告

- ・1面20㎡以内。
- ・出幅は1.5m以下。
- ・上端は壁面を越えない。
- ・歩道上は2.5m以上。車道上は4.7m以上。

◆アドバルーン

- ・縦20m以下、横1.5m以下。
- ・ロープの長さは50m以下。

◆壁面広告、広告幕（壁面利用の場合）

- ・壁面面積が300㎡未満の場合、壁面の1/5以内。
- ・ただし、1/5が15㎡未満の場合は15㎡以内。
- ・300㎡以上の場合は、壁面の1/10以内。
- ・ただし1/10が60㎡未満の場合は60㎡以内。
- ・壁面から突き出ない。
- ・開口部を覆わない。

◆野立て案内板

- ・表示面積は3㎡/面以内、6㎡/個以内。
- ・高さは地上5m以下。
- ・ただし、5以上の者が協同の広告物の場合は10㎡/面以内、20㎡/個以内。

◆自家用野立て広告板

- ・表示面積の合計30㎡以内。
- ・高さは地上5m以下。

◆のぼり

- ・1本あたり表示面積1面につき2㎡以内。
- ・道路端から5m以内に設置する場合は、相互間隔は5m以上。

◆自家用野立て広告塔

- ・1面30㎡以内。
- ・高さは地上10m以下。

第1種普通規制地域の許可基準

◆屋上広告

- ・建物の高さの2/3以下。かつ7m以下。
- ・建物の壁面から突き出ない。
- ・木造建築物の棟の上には設置しない。

◆壁面突出広告

- ・1面20㎡以内。
- ・出幅は1.5m以下。
- ・上端は壁面を越えない。
- ・歩道上は2.5m以上。車道上は4.7m以上。

◆アドバルーン

- ・縦20m以下、横1.5m以下。
- ・ロープの長さは50m以下。

◆壁面広告、広告幕（壁面利用の場合）

- ・壁面面積が300㎡未満の場合、壁面の1/5以内。
- ・ただし、1/5が15㎡未満の場合は15㎡以内。
- ・300㎡以上の場合は、壁面の1/10以内。
- ・ただし1/10が60㎡未満の場合は60㎡以内。
- ・壁面から突き出ない。
- ・開口部を覆わない。

◆野立て案内板、野立て一般広告物

- ・表示面積は5㎡/面以内、10㎡/個以内。
- ・高さは地上5m以下。
- ・ただし、5以上の者が協同の広告物の場合は15㎡/面以内、30㎡/個以内。

◆自家用野立て広告板

- ・表示面積の合計30㎡以内。
- ・高さは地上5m以下。

◆のぼり

- ・1本あたり表示面積1面につき2㎡以内。
- ・道路端から5m以内に設置する場合は、相互間隔は5m以上。

◆自家用野立て広告塔

- ・1面30㎡以内。
- ・高さは地上15m以下。

第2種特別規制地域の許可基準

◆屋上広告

- ・建物の高さの2/3以下。かつ7m以下。
- ・表示面積は1面60㎡以内。
- ・建物の壁面から突き出ない。
- ・木造建築物の棟の上には設置しない。

◆壁面突出広告

- ・1面20㎡以内。
- ・出幅は1.5m以下。
- ・上端は壁面を越えない。
- ・歩道上は2.5m以上。車道上は4.7m以上。

◆アドバルーン

- ・縦20m以下、横1.5m以下。
- ・ロープの長さは50m以下。

◆壁面広告、広告幕（壁面利用の場合）

- ・壁面面積が300㎡未満の場合、壁面の1/5以内。
- ・ただし、1/5が15㎡未満の場合は15㎡以内。
- ・300㎡以上の場合は、壁面の1/10以内。
- ・ただし1/10が60㎡未満の場合は60㎡以内。
- ・壁面から突き出ない。
- ・開口部を覆わない。

◆野立て案内板

- ・表示面積は3㎡/面以内、6㎡/個以内。
- ・高さは地上5m以下。
- ・ただし、5以上の者が協同の広告物の場合は10㎡/面以内、20㎡/個以内。

◆自家用野立て広告板

- ・表示面積の合計30㎡以内。
- ・高さは地上5m以下。

◆のぼり

- ・1本あたり表示面積1面につき2㎡以内。
- ・道路端から5m以内に設置する場合は、相互間隔は5m以上。

◆自家用野立て広告塔

- ・1面30㎡以内。
- ・高さは地上15m以下。

第2種普通規制地域の許可基準

◆屋上広告

- ・建物の高さの2/3以下。かつ10m以下。
- ・建物の壁面から突き出ない。
- ・木造建築物の棟の上には設置しない。

◆壁面突出広告

- ・出幅は1.5m以下。
- ・上端は壁面を越えない。
- ・歩道上は2.5m以上。車道上は4.7m以上。

◆アドバルーン

- ・縦20m以下、横1.5m以下。
- ・ロープの長さは50m以下。

◆壁面広告、広告幕（壁面利用の場合）

- ・1面の表示面積は壁面の1/5以内。
- ・ただし、1/5が15㎡未満の場合は15㎡以内。
- ・壁面から突き出ない。
- ・開口部を覆わない。

◆野立て案内板、野立て一般広告物

- ・表示面積は7㎡/面以内、14㎡/個以内。
- ・高さは地上5m以下。
- ・ただし、5以上の者が協同の広告物の場合は15㎡/面以内、30㎡/個以内。

◆自家用野立て広告板

- ・表示面積の合計30㎡以内。
- ・高さは地上5m以下。

◆のぼり

- ・1本あたり表示面積1面につき2㎡以内。
- ・道路端から5m以内に設置する場合は、相互間隔は5m以上。

◆自家用野立て広告塔

- ・1面30㎡以内。
- ・高さは地上15m以下。

※野立て以外の一般広告物は、自家広告物の基準と同様とする。（許可申請はすべて必要）